

入 札 説 明 書

「独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年11月13日

2. 契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 眞理子

3. 調達概要

- (1) 件 名 独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達
- (2) 設置場所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号（国立能楽堂構内）
大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号（国立文楽劇場構内）
- (3) 概 要 別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和8年3月31日（火）

4. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和7年度の「物品の製造」又は「物品の販売」で「A」又は「B」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる

者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し
うる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) ISO9001の認証を取得していること。

(7) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本業務を実施する組織・部署において本
業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）
についてISO/IEC27001又はJIS Q 27001に基づく認証を取得し
ていること。

(8) 仕様書に示す物品及び業務を提供できる者であること。

(9) 本公告に示した物品に係る保守体制が整備されている者であること。

(10) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者
であること。

5. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係

担当者 石村

電話 050-1754-5981（直通）

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、
次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の
有無について確認を受けなければならない。

上記4. (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を
提出することができる。この場合において、上記4. (1) 及び(3) から(10) ま
でに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記4. (2) に掲げる事
項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記4. (2) に
掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認め
られた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間

令和7年11月13日（木）から令和7年12月5日（金）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

②提出先

上記5. に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

②上記4.（6）に掲げる資格があることを判断できるISO9001の認証登録証の写し

③上記4.（7）に掲げる資格があることを判断できるISO/IEC27001又はJISQ27001の認証登録証の写し

④機器構成一覧表（任意様式）

※仕様書に示す物品全てについて、記載すること。

※納入する物品のメーカー名、製品名、型番等を記入し、その物品のカタログ（カラーコピー可）を添付のこと。（カタログを提出する場合には、該当ページにインデックスを貼り、該当箇所にラインマーカーを引くこと。）

⑤要件説明書（別記様式2）

別紙の仕様書に示す条件等の項目に応じて具体的な方策を記載すること。

※様式中に示す証明書等は、要件に対する回答又は提案欄に資料名を記載のうえ、適宜添付すること。

⑥保守体制図（任意様式）

以下及び仕様書を満たすことが分かるように記載すること。

a. 障害発生時等に迅速な対応を可能とするため、一元的に保守業務の受付を行う保守対応窓口を設置すること。なお、要件を満たす場合は、メーカーの保守窓口も可能とする。

b. 担当部署名（メーカーによる保守窓口は社名を含む。）、連絡先（電話番号を含む。）、営業曜日・時間等を記載すること。

c. メール又はセキュリティ対策の施されたWEBフォーム、及び緊急時等においては電話での受付が可能なこと。

d. 日本語でのスムーズな対応が可能な保守員による保守体制をとること。

e. 設置場所（国立能楽堂及び国立文楽劇場）の拠点に対し、保守対応が可能なこと。

⑦誓約書（別記様式3）

⑧再委託承認申請書（業務の一部を再委託する場合のみ）（別記様式4）

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

(5) その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記5. に同じ。

7. 関連資料の閲覧について

関連資料（本件調達物品の設置場所である国立能楽堂及び国立文楽劇場の平面図等）を閲覧に付す。

関連資料の閲覧を希望する者は、「関連資料の閲覧について」（別紙1）に記載の事項に則り手続を行うこと。

8. 質問について

(1) 期 限：令和7年12月4日（木）午後5時

(2) 仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて文書（別記様式5）で受け付ける。

電子メール又はFAXにより提出すること。

電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

FAX番号 050-3385-3233

なお、提出後5. の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

9. 競争執行の日時及び場所

(1) 日 時：令和7年12月12日（金）午前11時

(2) 場 所：東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室

※遅刻の場合は、入札に参加できない。

10. 入札方法

- (1) 入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 入札保証金及び契約保証金 免除

12. 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 上記4.（10）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、競争執行の時ににおいて上記4. に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

13. 落札者の決定方法

- (1) 本件物品を供給できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

1 4. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 5. 契約書作成の要否

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

1 6. 関連情報を入手するための照会窓口

上記5. に同じ。

1 7. その他

- (1) 落札者は、落札決定後速やかに入札金額に対応した内訳書（任意様式）を提出すること。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書及び別紙契約書（案）を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。
- (4) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。
- (5) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止基準に基づく取引停止を行うものとする。
- (6) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。
- (7) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。

と。(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

- (9) 本入札説明書の別記様式1、別記様式3～4、別記様式6、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (10) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」、「文部科学省発注工事請負等契約規則別記第三号物品供給契約基準」による。

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達
関連資料の閲覧について

1. 閲覧対象物

- ・国立能楽堂平面図
- ・国立文楽劇場平面図
- ・国立文楽劇場断面図

2. 閲覧場所

独立行政法人日本芸術文化振興会内（東京都千代田区隼町4-1）

3. 閲覧期間

令和7年11月13日（木）から令和7年12月5日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで

4. 閲覧上の注意

- (1) 閲覧に際しては、「5. 連絡先」に電話にて連絡し、社名・連絡先・人数等を登録すること。なお、閲覧場所は共用会議室であることから、希望の日時に場所が確保できない恐れがある。早めに閲覧希望日時を登録するほか、事前に複数の希望日時を用意しておくこと。
- (2) 閲覧前に、別記様式6に基づき「開示申請に係る機密保持誓約書」を作成し、押印の上振興会に提出すること。なお、本誓約書は押印を省略することができる。その場合は、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (3) 一回あたりの閲覧時間は1時間までとする。
- (4) 閲覧資料の複写は行わないこと。
- (5) 閲覧場所における電子機器の使用は禁止する。
- (6) 閲覧時に個々の内容に関する質問に応じることはできない。質問がある場合は、入札説明書8. に定める手続をとること。

5. 連絡先

独立行政法人日本芸術文化振興会総務部情報推進課

電話：050-1754-5871

別記様式 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 眞理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和7年11月13日付で公告のありました「独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、取引停止又は指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記6.(3)①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書 記6.(3)②に定める認証登録証の写し
3. 入札説明書 記6.(3)③に定める認証登録証の写し
4. 入札説明書 記6.(3)④に定める機器構成一覧表（任意様式）
5. 入札説明書 記6.(3)⑤に定める要件説明書（別記様式2）
6. 入札説明書 記6.(3)⑥に定める保守体制図（任意様式）
7. 入札説明書 記6.(3)⑦に定める誓約書（別記様式3）
8. 入札説明書 記6.(3)⑧に定める再委託承認申請書（別記様式4）（該当する者のみ）

以上

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（氏名）

担当者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（電話番号）

要件説明書

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達

商号又は名称：

仕様書に定める要件	要件に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
3. システム要件	
3. 1. 包括的要件	
(1) 提案（本調達の受注者選定手続き過程において、納入予定物品を提示することをいう。以下同じ。）する機器は、原則として提案時点で製品化されており、かつ製造・販売が継続中であること。	
(2) 提案時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、本仕様書の要件を満たすこと及び納入日までに製品化されて納入完了できることを書面により証明すること。	
(4) 納入する機器は、市場に流通しているメーカーの純正品又は推奨品であること。製品を改造（加工を施し搭載する等）したもの、ショップオリジナル製品、中古品、事故品、展示品、新古品等については、これを認めない。	
(6) 保守及び管理の一元化を考慮し、納入する機器は同一メーカーの製品に統一すること。	
(9) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において該当の特定調達品目に対して規定されている基本方針に適合した製品）や、EU RoHS指令に対応した製品など、環境基準に対応した製品を選択すること。 ※対応する環境基準を示すこと。	
3. 2. ハードウェア要件	
3. 2. 1. 全台共通要件	
(1) 現行の構成及び更新後の想定構成は「別紙1 能楽堂ネットワーク構成図」、「別紙2 文楽劇場ネットワーク構成図」に示すとおりである。これらの構成図を基に適切な機器を選定、提案すること。	
(2) 1台当たり、「10/100/1000BASE-T (RJ-45)」（準拠規格：IEEE 802.3ab）のポートを、「2. 4. 1. 調達物品」の各項に示すポート数以上有すること。	
(3) 全ポートでオートネゴシエーション機能を有すること。	
(4) 高さが1U (44.45mm) 以内であること。	

要件説明書

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達

商号又は名称：

仕様書に定める要件	要件に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
(5) 動作環境条件として、動作可能温度が0℃（以下可）～45℃（以上可）の範囲、動作可能湿度が80%（以上可）であること。	
3. 2. 2. インテリジェントスイッチ共通要件	
(1) SNMPエージェント機能を有すること。	
(2) Telnet又はSSH、及びコンソール接続にて管理のための接続ができること。	
(3) ループガード機能を有し、接続配下でループ構成を検知した場合には当該ポートをリンクダウンさせる機能を有すること。	
(4) リンクダウンさせたポートを、他のポートの稼働状態に影響を及ぼさずに手動で復旧させる機能を有すること。	
(5) ループ構成の検知・対応処理の実施による機器の安定稼働への影響が生じないこと。	
3. 2. 3. 設置器具要件	
(1) 能楽堂インテリジェントスイッチ	
床面設置を想定した滑り止め防止のゴム足、及びスチール面への設置を想定したマグネットのいずれかを選択して装着し設置できること。	
(2) 文楽劇場インテリジェントスイッチ	
8ポート機器のうち1台については、19インチラックへ固定設置できること。他4台は、ハブボックス内の壁面（木板）へ固定設置できること。	
(3) 文楽劇場ノンインテリジェントスイッチ	
床面設置を想定した滑り止め防止のゴム足、及びスチール面への設置を想定したマグネットのいずれかを選択して装着し設置できること。8ポート機器のうち1台については、壁面（木素材）への固定設置も選択できること。	
3. 3. 信頼性要件	
(1) 終日電源が投入された状態で保守期間内の使用に耐え得るに十分な信頼性を確保していること。	
(2) 全社的に製品の信頼性を確保するための品質管理体制を有していること。この体制には、万一機器に欠陥が発見された場合に、直ちに対応策がとれることを含む。	

要件説明書

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達

商号又は名称：

仕様書に定める要件	要件に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
(3) 提案する機器は、「3. システム要件」と同等の機能を有する機種において、過去に出荷・稼働実績及び十分に高い信頼性を有する標準的な既製品又はその後継製品であること。	
(4) 機器は、設置から保守期間満了まで、当該機器及びそれを構成する部品（消耗品を含む。）の調達が保証されること。	
3. 4. システム中立性要件	
(1) 本調達機器については、運用管理支援業者が障害発生時の復旧対応や日々の稼働状況確認を行う。本調達で納入する各種ドキュメントは他業者が保守管理を行うことに配慮した記述とすること。	
(2) 保守期間終了後に本調達と同等の内容にて機器の更改を行うことを想定し、納入する各種ドキュメントには、詳細な設定情報を記載すること。	
(3) 機器が更改される際、特定の機器、技術及びソフトウェアによる更新が事業継続の必須条件とならないようにすること。	
(4) 振興会内に設置されている他のネットワーク機器（L2スイッチ等）と依存関係にないこと。	
4. セキュリティ要件	
4. 1. 基本要件	
セキュリティ対策は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和7年度版）」に示されるセキュリティ対策事項を実現する上で必要となる対策が実施できるよう、対応可能機器を導入すること。実施するセキュリティ対策については振興会と協議の上、決定すること。	
4. 2. 権限要件	
本調達機器へのアクセスを業務上必要な者に限るため、振興会と協議の上、適切な権限設定をすること。	

要件説明書

〔 独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達 〕

商号又は名称：

仕様書に定める要件	要件に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
4. 3. 脆弱性対策	
納入日までに納入物品（ソフトウェアを含む。）にセキュリティに関する問題が確認された場合には、メーカーから無償で提供されない場合であっても、受注者の負担において対応すること。問題が確認された時点で速やかに振興会に報告及び対策案を提示し、振興会の了承を受けた上で実施すること。	
5. 作業要件	
5. 2. 作業基本要件	
(4) 振興会の了承した日時を除き、振興会ネットワーク等の全てのサービスを一切停止することなく、本作業を行うこと。連携する機器やシステムに影響を及ぼす可能性がある作業を実施する場合には、事前に振興会と協議し、了承を得た上で実施するものとする。	
(6) 作業の実施に当たって、運用管理支援業者及び他の機器・システムの保守業者等に対し作業依頼や協力を得る場合は、振興会に事前に十分に説明を行い、了承を得た上で各業者と調整すること。他業者の作業に係る費用負担については振興会と協議の上、決定するものとする。 なお、振興会の求めによる場合を除き、原則として本調達外の機器及びシステムにおける設定変更は生じないものとする。	
5. 3. 要件定義・設計	
(3) 更新前のネットワーク利用時と比較して通信や処理速度の低下がないこと。	
5. 7. 移行	
(2) 移行作業に伴う建屋内ネットワークの停止は、原則として建屋ごとに1回（不具合発生によるリスクスケジュールが生じた場合を除く。）のみとし、停止に最も影響がない夜間時間帯（22:00～6:00内を基本として振興会と調整）を選択すること。	
(3) 文楽劇場は、原則として現地作業（搬入から移行・テスト完了まで）を1日で完結させること。	

要件説明書

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達

商号又は名称：

仕様書に定める要件	要件に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
(4) 運用管理支援業者及び他の機器・システムの保守業者等に対し、切替え当日に作業依頼が必要な場合は、振興会に事前に十分に説明を行い、了承を得た上で各業者と調整すること。他業者の作業に係る費用負担については振興会と協議の上、決定するものとする。 なお、可能な限り平日日中作業の依頼となるよう計画すること。	
(5) 移行完了の翌日12:00までは、異常発生時等に即時対応できるよう、設置場所の建屋内又は設置場所まで15分以内に到着が可能な場所に技術者を待機させること。	
6. 保守要件	
6.3. 保守業務内容	
6.3.1. 障害対応	
(2) 障害の発生した機器の代替機を、振興会の連絡を受けてから翌営業日以内に障害発生拠点に提供すること。	
(6) 修理作業は国内の拠点で行うこと。ただし、機器の交換対応とした場合において、障害の発生した機器を再利用するための修理、部品の再利用、廃棄についての作業拠点は国内外を問わないものとする。	
(8) 一連の障害対応に際して、障害の発生した機器及び代替機の中に含まれる情報の漏洩や不正な改造が行われないこと。万が一問題が発生した場合は直ちに振興会に報告を行い、被害の最小化に努め、再発防止策を講じること。ただし、振興会を発着地とする機器の輸送中における責は問わないものとする。	
6.3.2. セキュリティ対応	
ソフトウェア（ファームウェア）のアップデート情報及び改訂版を提供すること。	

要件説明書

〔 独立行政法人日本芸術文化振興会
国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達 〕

商号又は名称：

仕様書に定める要件	要件に対する回答又は提案 ※具体的な方策を記載すること
7. 契約条件等	
7.2. 再委託	
(1) 受注者が、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を、原則として禁止するものとする。ただし、受注者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託予定金額、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。	※希望する者は「再委託承認申請書」（別記様式4）を提出すること。

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 4 1 7 号）第 2 条第 1 項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。
 - 1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - 2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - 3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - 4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）
 - 5) 総会屋
 - 6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）
 - 7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - 8) その他前各号に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子 殿

[住 所]

(押印を省略する場合は下記に記載すること)

[商号又は名称]

本件責任者 (氏名)

[代表者役職及び氏名]

担 当 者 (氏名)

責任者連絡先 (電話番号):

担当者連絡先 (電話番号):

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の名氏及び生年月日を記載した資料を添付すること。

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 眞理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

再委託承認申請書

件名「独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達」に関して、請負業務の一部を再委託したく、以下のとおり申請いたします。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴法人に対する一切の行為について最終責任は弊法人が負うことといたします。

また、申請内容に変更が生じた場合は速やかに再申請いたします。

記

再委託の相手方の 商号又は名称、住所	
再委託する理由	受託者では実施できない理由、再委託先が実施することの優位性、合理性及び必要性、再委託する理由を明確に記載すること。
再委託する業務の範囲	再委託先の実施範囲について明確に記載すること。
再委託の相手方に係る 業務の履行能力、報告 徴収、情報セキュリティの 管理、その他運営 管理の方法履行体制図	作業実績や、特有の資格など。 情報セキュリティの管理方法 体制図（添付資料）

※落札決定後に、再委託予定金額を内訳書に記載すること。

以上

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

責任者連絡先（電話番号）：_____

担当者連絡先（電話番号）：_____

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 眞理子 殿

質問者

【 住 所 】

【 商号又は名称 】

【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】

【 担 当 者 連 絡 先 】 TEL :

Mail :

件 名 独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク
機器一式の調達

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項

開示申請に係る機密保持誓約書

独立行政法人日本芸術文化振興会

契約担当役

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職名及び氏名

当社は、「独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂及び国立文楽劇場ネットワーク機器一式の調達」の入札（以下「本入札」という。）に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

1. 本誓約における機密情報とは、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が開示する全ての情報（資料、電子情報、電子メール・FAX、口頭による連絡・説明等形態を問わない。）とする。ただし、開示の時点で既に公知のもの及び振興会が公表することを承諾した情報については除く。
2. 当社は、振興会から開示された機密情報を本入札の目的にのみ使用するものとし、その他の目的には使用しないものとする。
3. 当社は、振興会から開示された機密情報を本入札のために知る必要のある自己の役員、従業員以外に開示、閲覧等させないものとする。
4. 当社は、振興会から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしないものとする。
5. 当社は、本入札に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合には、振興会の事前承諾を得た上で、当該第三者に開示するものとする。
6. 当社は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとする。
7. 当社は、本入札に当たって機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員に、本誓約の内容を遵守させるものとする。
8. 当社又は5. で定める第三者が、本誓約のいずれかの事項に違反した場合、又は漏えい等の事故により振興会に損害を与えた場合には、当社は、振興会が被った損害の賠償をするものとする。

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏名）： _____

担 当 者（氏名）： _____

責任者連絡先（電話番号）： _____

担当者連絡先（電話番号）： _____